

平成28年度農業振興に関する 要請に対する回答書

<要請項目>

I. 施設園芸対策

1. 環境制御技術導入への支援について-----1
2. 燃油価格高騰緊急対策の恒久化について-----3
3. I P M技術の普及推進について-----4
4. 養液栽培における循環式養液栽培装置の導入支援について-----6

II. 水田農業対策

1. 米価下落対策について-----8

III. 農政課題に関する要請

1. T P P交渉における国会決議の遵守について-----11

I. 施設園芸対策

1. 環境制御技術の導入支援について

炭酸ガス施用やハウス内の環境測定などの環境制御技術については、県の実証試験によって収量の増加などの効果が確認され、生産者の所得増大につながる技術として注目されています。

県は環境制御技術導入加速化事業を措置し、炭酸ガス発生装置、環境測定装置、循環扇の導入への支援が行われています。

しかし、現在までの栽培技術と異なることや、地元での成果が明確でない等の理由によって生産者段階では様子見をしている所もあり、環境制御技術の普及には一定の時間を要するものと考えます。

また、現時点において、一部品目では葉先枯れ等の課題があり、現在の支援対象機器だけでは十分な効果が得られにくいものもあることから、研究の加速化に加え、炭酸ガス発生装置以外も含めた効果的な環境制御技術への支援が必要と考えます。

については、環境制御技術を普及させるため、課題研究を加速化し、技術の周知も図りながら、品目別に効果の高い助成メニューを設定するなど、支援対象の拡充等による事業の再構築を行い、継続的な補助を行うよう要請します。

(回答)

- 1 課題研究の加速化につきましては、農業技術センターでの試験と農業振興センターによる現場実証を強化しまして、早期の技術確立に取り組んでいきます。

- 2 技術の周知につきましては、JAの環境制御技術推進員や営農指導員とも連携しながら、周知方法を工夫してより効果的な実証成果の周知に取り組んでいきます。

- 3 また、事業につきましては、今後も産地の声を幅広く聞きながら、補助対象要件の見直しや対象機器の拡充等、環境制御技術を早期に普及できる仕組みを検討してまいります。

I. 園芸作物対策

2. 燃油価格高騰緊急対策の恒久化について

平成24年度補正予算により創設された燃油価格高騰緊急対策は、27年度も継続され、省エネ設備の導入による重油使用量の節減や、燃油価格のセーフティネットの構築によって、燃料に関する支出が安定化できるなど、施設園芸農家にとって非常に有効な事業となっています。

平成26年11月以降、重油単価は比較的落ち着いた価格で推移していますが、国際情勢によっては再び上昇する可能性もあり、農家にとっての懸念材料であることに変わりはありません。

については、本県の主力産業である施設園芸農業が今後も安定的に継続できるよう、国に対して、燃油価格高騰緊急対策の恒久化を働きかけることを要請します。

(回答)

1 県としましても園芸農家の経営安定対策、燃油コスト削減対策として有効なニーズの高い事業だと考えています。

2 このため、27年4月17日に農林水産省に「燃油価格高騰緊急対策」の継続と必要な予算の確保を要望しています。

これからも機会を捉えて対策の継続を要請していきます。

I. 施設園芸対策

3. I P M技術の普及推進について

臭化メチル剤の廃止およびヨウ化メチル剤の販売中止に伴い、土壌消毒剤の代替技術が開発されていますが、還元消毒法などの環境負荷の少ない土壌消毒方法は、作業・処理負担等について様々な課題が残されています。

自然素材を活用した土壌消毒方法の構築は、県が普及を進める I P M技術における土づくりや環境面への配慮を十分に満たしていることから、技術確立に向けた実証・研究・開発促進を要請します。

(回答)

- 1 臭化メチル剤の代替技術の開発については、平成20～24年度に農林水産省の委託事業を活用した研究開発により、ピーマン、キュウリ、ショウガ等の「脱臭化メチル栽培マニュアル」が作成されています。
- 2 化学薬剤によらない土壌消毒法としては、太陽熱消毒、有機資材を用いる土壌還元消毒等がありますが、天候や処理条件によって効果が不安定となることや、処理期間を長く要するなどの課題があります。
- 3 これまで、土壌還元消毒は県内ではニラ乾腐病と紅色根腐

病、ブルースター疫病等、また県外では、トマト褐色根腐病、キュウリホモプシス根腐病、イチゴ萎黄病等で効果が確認されていますが、処理時に土壌還元によるドブ臭が発生するなどの問題があり、広く普及には至っていません。

4 一方、自然素材を活かした低濃度エタノールを用いた土壌還元消毒方法は、ドブ臭の発生が抑えられ、土壌深部までの効果が期待できます。この技術は農林水産省の実用技術開発事業により既に技術確立され、平成24年にはマニュアル化されていることから、今後は関係機関と連携をとりながら現場への周知を図っていきます。

5 また、ショウガの青枯病等、有効な対策が確立されていない病害についても、微生物農薬を用いた抵抗性誘導や拮抗菌等を利用した防除効果の検討等、IPM技術による新たな防除技術の開発にも取り組んでまいります。

I. 施設園芸対策

4. 養液栽培における循環式養液栽培装置の導入支援について

養液栽培技術は本県の主力品目であるミョウガやトマトなどにとって必要な技術となっておりますが、養液栽培装置と排液処理装置の双方を設置する必要があり、設置に要する導入コストが高いことがネックとなっております。

近年、養液を殺菌し循環させる循環式養液栽培装置が開発され、環境負荷の軽減だけでなく、肥料代を削減できる技術として、生産現場からは注目されています。

現在、県の複数の事業によって、養液栽培装置・排液処理装置ともに一定の対応は行われているものの、事業ごとに補助率が異なることや、循環式養液栽培装置が対象とならない事業も存在しています。

肥料価格が高騰し今後も生産経費の増大が予想される中、安定的な養液栽培を継続していくためには、循環式養液栽培装置の普及は急務と考えます。

については、循環式養液栽培装置を中心とした養液栽培の更なる現場への普及のため、養液栽培に対する補助事業の拡充を要請します。

(回答)

- 1 ミョウガの循環式養液栽培に必要な殺菌装置については、1機種が平成24年度から25年度にJAくろしお管内の2戸で試験導入され、実用性が確認されました。

- 2　そこで、平成26年には高知県環境保全型農業推進事業費補助金の現地実証モデル事業として、この殺菌装置を補助対象としました。
- 3　その結果、本事業で平成26年度に5台が導入され、27年度には6台が導入される予定です。
- 4　新たな対象機種につきましては、生産現場においてその処理効果等が確認されたものについて、本モデル事業に追加していきます。
- 5　なお、園芸用ハウス整備事業費補助金でのハウス設置と合わせて、殺菌装置を環境保全型農業現地実証モデル事業費の対象とすることが可能です。
- 6　本モデル事業により、その有効性が確認され、産地として本格的な導入を推進する場合は、国事業や県事業の活用を検討するとともに、事業の要件を満たせば、こうち農業確立総合支援事業での対応も可能です。

Ⅱ. 水田農業対策

1. 米価下落対策について

全国的な米の過剰生産や消費量の減少に伴い、主食用米の価格は下落し、農家の経営を圧迫している状況にあります。

米の需給均衡による米価の安定を図るため、JAグループでは、米の消費拡大に向けた取組や、飼料用米等への転換を推進していますが、消費拡大の取組を上回る毎年の需要減少や、流通シェアの低下により、JAグループだけでの取り組みには限界があります。

このような状況の中、今後も、水田を有効活用し、農業者の所得を確保していくためには、米の消費拡大に向けた取組や、飼料用米などの新規需要米への取組に加えて、加工需要等に適合する園芸品目の作付拡大や探索にも注力する必要があります。

については、米の需給均衡および米価の安定に向けて、①米の消費拡大への対応強化、②市町村や地域農業再生協議会に対する飼料用米推進への更なる協力の働きかけ、③水田を有効活用することのできる有望品目の研究加速化、を要請します。

(回答)

- 1 平成26年産の米価は、民間在庫が過剰状態であったことなどが要因となり、かつてない低い価格となったことから、平成27年産については、国を挙げて飼料用米等への転換を

推進してまいりました。JAグループの皆様方には、こうした取り組みに多大なご尽力をいただいたことにより、国全体では主食用米の過剰作付が解消される見込みとなり、本県における概算金も26年産米と比較して、若干回復しております。心からお礼申し上げます。

2 しかしながら、国全体での主食用米の需要量は、毎年約8万トンのペースで減少していることを考えますと、今後も、需要に応じた米生産を行うことが重要であると考えております。

3 このため、「水田活用の直接支払交付金」など、国の交付金を最大限に活用し、主食用米から飼料用米を中心とした非主食用米への転換を、引き続き推進してまいります。

その中でも、中山間地域が大半を占める本県においては、こうした国の交付金が活用できる集落営農組織の育成を行い、地域全体でバランスのとれた米生産を進めてまいります。

4 そのうえで、さらなる水田の有効活用を図るために、

- ・生産性の高い園芸品目への転換
- ・主食用米と比較して高単価である酒米の生産拡大

を推進していきたいと考えております。

特に、生産性の高い園芸品目への転換は、産業振興計画を推進していくための柱となっている、担い手への農地集積の加速化や、県内各地での施設園芸団地の整備にも有効な手段と考えております。

Ⅲ. 農政課題に関する要請

1. TPP交渉における国会決議の遵守について

米国のTPA法案の成立を受けて7月末に開催されたTPP閣僚会合は、知的財産分野など未解決の課題を残したまま終了したものの、政府は今後の閣僚会合における大筋合意に強い意欲を示しており、予断を許さない状況が続いております。

JAグループとしては、2年前の交渉参加以降、国会決議の遵守を求めて様々な活動を展開してきましたが、米の特別輸入枠の設定や牛肉・豚肉の大幅な関税削減等が繰り返し報じられるなど、生産者に大きな不安を与えています。

については、TPP交渉が最終局面を迎えるなかで、生産者が抱える不安を解消し、国会決議を遵守するとの約束を守りぬくよう、国に働きかけることを要請します。

(回答)

1 TPP交渉に関しては、これまでも、TPP政府対策本部などに対し、衆参両議院農林水産委員会の決議に基づき、農林水産物の重要品目の関税など国益を必ず守るという姿勢を貫くことなどを申し入れてまいりました。

2 7月の閣僚会合では大筋合意に至りませんでした。交渉参加国の閣僚において、限られた数の残された課題の解決に向けた作業を継続するなどの声明が発表されるなど、引き続

き予断を許さない状況だと受け止めています。

- 3 県としましては、今後の動向に十分注視しますとともに、今後とも必要に応じてさらに提言を行うなど、県民の皆様の生活を守るための取り組みを積極的に進めてまいります。